

経済振興委員会報告資料

報告第 22 号 交通事故による損害賠償額の決定  
に関する専決処分について

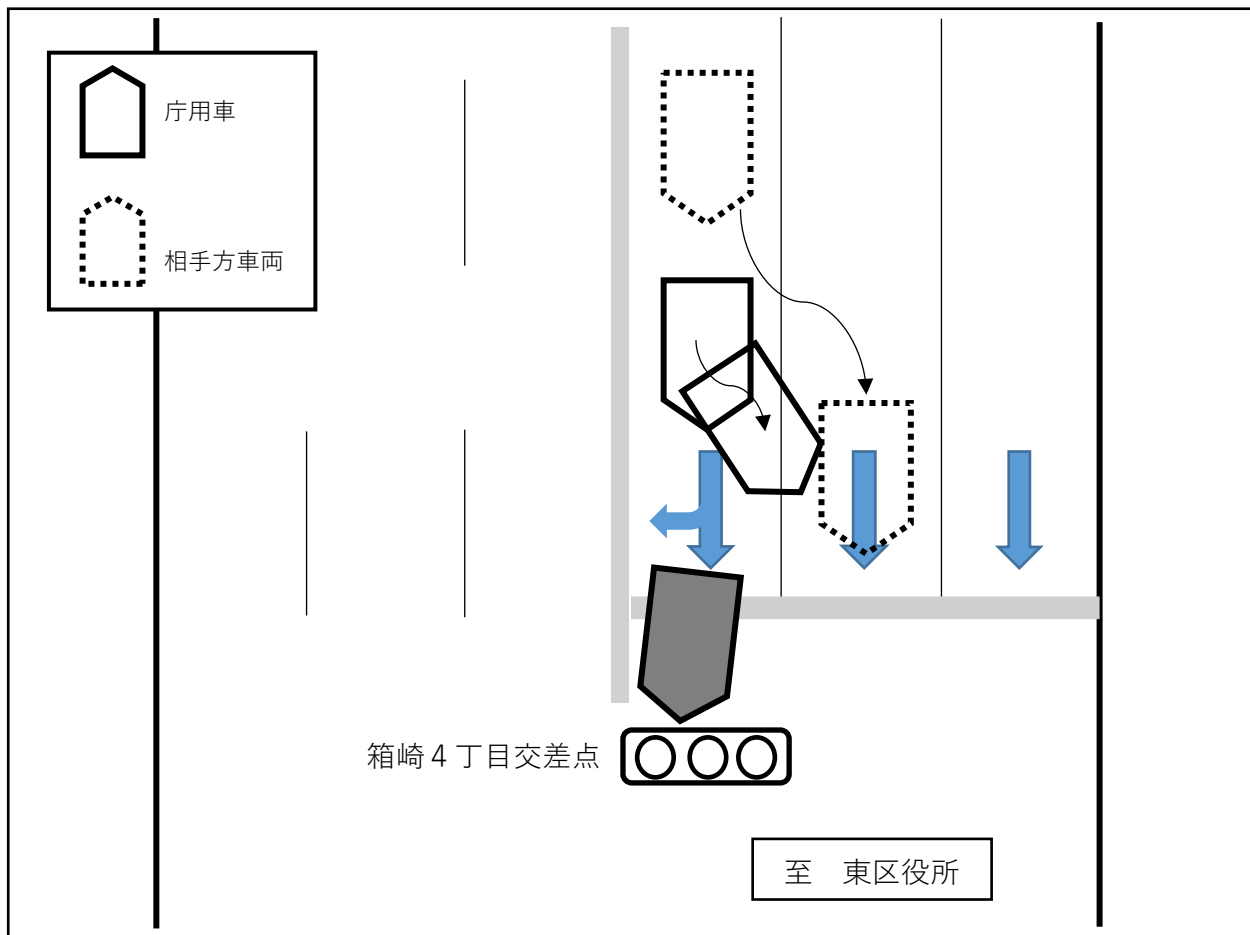
令和 3 年 6 月  
経済観光文化局



# 事 故 報 告 書

事故発生日時	令和 2 年 1 2 月 4 日 ( 金曜日)    1 2 時 4 6 分頃    天候 : 曇り			
事故発生場所	福岡市東区箱崎 4 丁目交差点 (国道 3 号線)			
相手方	住 所	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる おそれのある情報については、掲載していません。		
	氏 名			
事故の概要	<p>博物館運営課職員が出前授業を終え、東区三苦から国道 3 号線を通って博物館へ帰館中、3 車線あるうちの右車線 (右折及び直進) を走行していたところ、箱崎 4 丁目交差点において、前方に右折車がとまっていたため停車。中央車線が空いたため、車線変更しようとしたところ、後ろの車が同様に車線変更を行ってきたことに気づかず、当方車両の左前方と相手方車両の右後方が接触したもの。</p>			
損害の程度	相手方	人的損傷	なし	
		物的損傷	右後方タイヤホイールカバー及びフェンダーの破損	
	市側	人的損傷	なし	
		物的損傷	左前方バンパー及びフェンダー、ヘッドランプの破損	
過失割合	相手方	3 割	本市	7 割
損害賠償額	4 9 , 6 0 0 円			

# 事故現場見取図



## 被害状況の写真

### 相手方被害状況



丸囲みのホイールカバーがはずれて破損  
フェンダーにも、一部、今回の事故による破損あり

### 庁用車被害状況



丸囲み位置が接触箇所  
バンパー、フェンダー、ヘッドランプが破損